

2 修理第30030号

## 動物用医療機器修理業許可証

氏名又は  
名称 日本医療株式会社

事業所の  
所在地 東京都世田谷区成城1丁目7番5号

事業所の  
名称 日本医療株式会社

修理区分 動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許可の  
有効期間 令和2年12月7日から  
令和7年12月6日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和2年12月7日

農林水産大臣 野上 浩太郎

